

井手町敬老祝賀式 ～皆さんいつまでもお元気で～

11

2010

平成22年11月

No. 458

広報 いで



井手町敬老祝賀式が、10月8日（金）、府立山城勤労者福祉会館で開催されました。

同式は、お年寄りの長寿を祝い、一日を楽しく過ごしてもらおうと、井手町と町社会福祉協議会（中坊溥会長）の主催で毎年行われています。

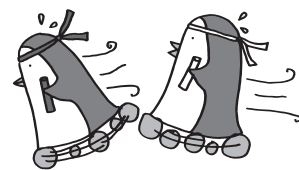
当日は、井手町在住の70歳以上のお年寄り、1,668人（男性701人、女性967人）を対象に行われ、このうち563人の方が出席されました。

式典では、95歳になられた7人を代表して、西村彦嗣さん（西部区）が夕見町長から表彰状とお祝いの毛布を受け取られました。また、満88歳（30人）の米寿の方々には京都府知事から、77歳（87人）の喜寿の方々には、町社協会長から長寿を祝う記念品が贈られました。

第2部には『素人演芸会』が行われ、日本舞踊やカラオケなどが披露されました。このほかにも、いづみ保育園の園児たちがやさしい音頭を披露し、長寿のお祝いに華を添えました。



いでのまちかど



ウォッチング

第39回町民体育大会

10月3日(日)、井手町体育協会(山本一男会長)主催の「第39回町民体育大会」が、泉ヶ丘中学校グラウンドで行われました。



あいさつをする
汐見町長



白熱した区対抗つな引き



親子参加の「親子でファイト!」の様子

大会には延べ2,000人が参加し、区対抗つな引きやリレー、大なわとび、京都キネスに挑戦の種目リレーボールなど様々な種目が行われ、優勝を目指して競い合いました。大会結果は次のとおりです。

☆総合結果

優勝	上井手・田村新田区
準優勝	東部区
第3位	玉水区
☆区対抗リレー	
優勝	石垣区
準優勝	上井手・田村新田区
第3位	東部区
☆区対抗リレーボール	
優勝	北部区
準優勝	上井手・田村新田区
第3位	東部区
☆区対抗綱引き	
優勝	上井手・田村新田区
準優勝	玉水区
第3位	東部区

☆区対抗玉入れ	
優勝	西部区
準優勝	東部区
第3位	南部区
☆区対抗大なわ跳び	
優勝	上井手・田村新田区
準優勝	高月区
第3位	玉水区
☆子ども会区対抗リレー	
優勝	石垣区
準優勝	南区
第3位	北区

「人権の花」を 咲かせましょう

10月19日(火)、玉川保育園で「人権の花」伝達式が行われました。

この取り組みは、花の栽培を通じて、命の大切さや他人への思いやりなどについて考える機会にしよう、法務省と全国人権擁護委員連合会が毎年行っている事業で、京都府では、スイセンが人権の花に選ばれています。

会場には町人権擁護委員らが訪問し、「お花にお水をあげて下さい。またお友達といつも仲良くしてください。そうしたらきっときれいな花が咲きます。」と園児に呼びかけました。

園児らが球根を植えた後、



人権擁護委員と一緒にスイセンの球根を植える園児

園児全員から「今日はスイセンの球根ありがとっございまして。みんなで大切に育てます」とお礼の言葉がありました。

恒久平和を願う 井手町戦没者追悼式

井手町戦没者追悼式が、10月22日(金)、自然休養村管理センターで厳粛に行われ、戦没者261柱のご冥福を祈るとともに、戦争のない恒久平和を誓い合いました。

式典には、遺族や町内外からの来賓の方々約110人が参列されるなか、全員による黙とうがさげられました。

汐見町長は「私たちは戦争のない世界の恒久平和の確立に向けて努力することが、戦没者諸霊のお心に報いる唯一の道である」と信じております。私は今後も幅広い住民参



献花の様子

加のもと策定した井手町総合計画に基づき住民が安心・安全に暮らせ『生まれたこと住んだことを誇れるまち井手町』として『豊かな自然と利便性・快適性とが共存する新しいまち』の実現のために諸施策を推進してまいいる所存であります」と式辞を述べ、続いて府知事代理の勝見山城広域振興局長や木村町議会議長、北澤多賀地区遺族会長から追悼の言葉が述べられ、参列者一人ひとりが菊の花を献花されました。

最後に遺族を代表して井手地区遺族会の石本ヨヲさんから、汐見町長に式典開催のお礼の言葉がありました。

式典後には記念講演があり、井手町遺族会会員による「戦没者遺族による慰霊友好親善に参加して」と題した発表が行われました。

すなっぷい

9月23日（木）、山吹ふれあいセンター図書館で、より本格的な紙芝居を子どもたちに楽しんでもらおうと自転車紙芝居が企画され、約80人のこどもたちが参加しました。自転車に乗った昔ながらの紙芝居は、小笠原優さんによって披露され、子どもたちは熱心に聞き入っていました。



10月6日（水）、玉川保育園の園児約100名と老人クラブ連絡協議会のメンバー6名が芋掘りを行いました。この日に収穫された芋は5月に園児らが植え付けたもので、大きなさつまいもに園児は大喜びでした。



10月14日（木）、井手小学校の5年生、44名が中坊陽さんの田んぼで上井手地域資源保全会（中坊陽代表）のメンバーに教わりながら稲刈りを行いました。

初めての鎌を上手に使い収穫をした後、新米で作られたおにぎりを試食し実りの秋を感じていました。



10月1日（金）、田辺警察署・綴喜交通安全協会井手支部・役場職員が、下玉川橋で通り過ぎる車に、シートベルト・チャイルドシートの着用を呼びかけました。



10月12日（火）、多賀保育園の園児52名が同園隣の木田昭徳さん（西部区）の畑で芋掘りを行いました。

収穫した芋は給食やおやつに活用する予定で、この日は掘りたての芋を使い焼き芋を作り美味しくいただきました。園児も芋を新聞紙で巻くなど準備を手伝いました。



10月18日（月）、長年消防活動に尽力され今年4月に退団された消防団員一人ひとりに退職報償金が汐見町長から手渡されました。

汐見町長は「長年、消防団員として消防防災はもちろん、パトロールなど住民の安全安心のためにご苦労頂き感謝しています。今後も立場は変わりますがまちづくりへの協力をお願いします。」とのねぎらいの言葉と、消防団活動を陰で支えてこられた家族の方に対してお礼を述べられました。

～ゴミの減量化にむけて②～

処理経費は搬入量に比例

平成20年度の城南衛生管理組合一人当たりのゴミ処理経費は、管内平均が3,310円に対し本町は3,936円と約1.2倍高くなっています。

この数字は、各市町の可燃・不燃ゴミの搬入量から算出された各市町の分担金を一人当たりで計算したのですが、前号でお知らせしたように排出量が多い分、処理経費も他市町より割高となっています。人口から計算すると年間約5百万円となり、ゴミの分別と減量化により減額出来る金額でもあります。

ゴミの分別は確実にして資源化ゴミの再利用を進めよう

井手町ではゴミの分別を、「燃やすゴミ」「その他ゴミ」「ビン」「カン」「ペットボトル」「発泡トレー」「粗大ゴミ」「古紙・紙パック」「カセット式ボンベ缶・スプレー缶」「乾電池」に分けて収集していますが、家電リサイクル法等に定められた冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・パソコン・テレビ・洗濯機・衣類乾燥機は大きさに関係なくゴミとしては収集していません。

分別収集の中で、「ビン」「カン」「ペットボトル」「発泡トレー」「古紙・紙パック」は資源化ゴミとして再利用や再生利用されますが、分別されずに「燃やすゴミ」や「その他ゴミ」に混ざっている袋も見受けられます。

資源化ゴミが「燃やすゴミ」「その他ゴミ」に混ざっていれば資源の再利用が出来ない上、ゴミの量が多くなる為、処理経費の増加に繋がりますので、確実に分別して中身の見える袋で出して頂きますようお願いいたします。

カセット式ボンベ缶などは別の中身の見える袋で

ゴミ収集車の収集時や処理場での事故が、毎年、国内で発生しています。

この事故のほとんどが、カセット式ボンベ缶やスプレー缶を使い切らないまま他のゴミと一緒に出された為、事故を起こしたものと考えられています。

このような事故を未然に防ぐ為にも、必ず使い切ってから透明な別の袋で出して頂くようお願いいたします。

キャップや蓋は取り外してペットボトルのキャップは資源として活用

ペットボトルやビン・カンのキャップや蓋は取り外して出すことになっていますが、約半分がついたまま出されています。キャップ等がついていると、中に水分が残っている場合も多く、外す作業にも手間取る為、必ずお取り下さい。

なお、ペットボトルのキャップはその他ゴミ扱いとなっていますが、資源として再利用できることから、井手町社会福祉協議会やJA井手町支店ではボランティア事業としてキャップの収集が行われ、集められたキャップは発展途上国のワクチン接種に活用されているとのことです。

なお、キャップを出される場合は、水洗してシールが貼ってある場合は剥がし、きれいにしてお出し頂くことが基本となります。

ゴミの減量化対策検討委員会を設置し住民説明会を開催

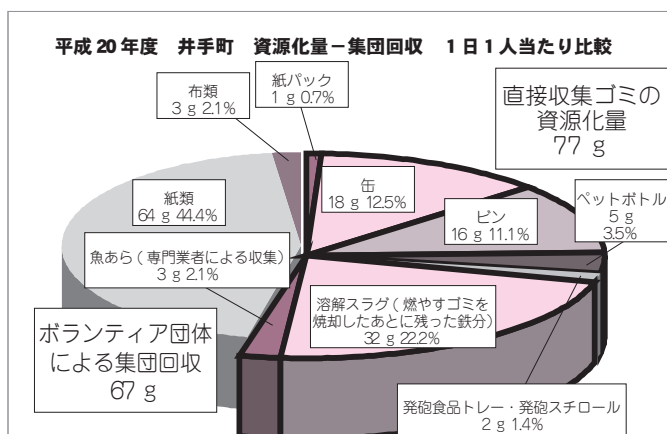
ゴミの減量化や再資源化は、住民皆さんが「ゴミの排出者」として自覚し、実践して頂くことが大切です。

本町では、これまでから広報紙等を通じて「ゴミの出し方」などをPRしてきました。しかし、城南衛生管理組合管内の各市町村と比べてゴミの量が多く、出し方にもマナー違反が多く見受けられる為、「ゴミの減量化対策検討委員会」を組織し、ゴミの減量化を進める為の検討とあわせて、住民向け説明会を開催することとなりました。

なお、説明会の日程は、後日お知らせします。



その他ゴミの日に出了された見えない袋の中身は・・・



町営住宅（空家）の入居者募集

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。

所 在／井手町大字井手小字段ノ下・南溝地内

団 地 名／北団地及び南団地

募集戸数／3戸（一般向け3戸・単身者不可）

申込期間／11月15日（月）～11月30日（火）

《土曜・日曜・祝日を除く》

申込時間／午前9時～午後5時《正午～午後1時までを除く》

そ の 他／募集案内等は、11月15日（月）より、
いづみ人権交流センターで配布

*お申し込み・お問い合わせは、いづみ人権交流センター
（TEL 82 - 3380）まで

飼い犬のフンのマナーについて

井手町では犬のフンの苦情があった場合は、各地域の区長さんの要望を受けて啓発看板をお渡ししています。

各所に看板を設置していますが、道路・公園などの公共の場や、他人の土地など、ところかまわずフンが放置され、いたるところでフン害苦情が発生しています。フンの放置は、とても不衛生で、みんなが不快に感じています。

道路や公園などは、犬のトイレではありません。飼い主のマナーやモラルの問題であり、しつけは飼い主の責任です。散歩中に出たフンは袋などに入れて必ず持ち帰ってください。



*お問い合わせは、
井手町産業環境課（TEL 82 - 6168）まで

平成22年度 井手町防災訓練実施について

実施日時 平成22年11月28日（日）午前9時～

実施場所 井手小学校及び多賀小学校

訓練想定 午前9時、東南海・南海地震が発生、広範囲にわたって家屋の倒壊が発生し、多くの死傷者が出ている想定。各区区長を中心とした自主防災組織の避難、情報収集・伝達、救出、炊き出し訓練等を行い、消防団や京田辺市消防署井手分署と協力しながら、災害時の被害の軽減を図ることを目的として実施いたします。

※当日午前9時20分頃に、町内3ヵ所（役場、多賀防災広場、南部公民館）のサイレンを吹鳴いたしますので、周知いただきますようお願いいたします。

財政健全化判断比率等の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、平成21年度の健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。平成21年度の比率は、いずれも健全化基準を超えておらず、良好な財政運営を行ってきたと言えます。

（健全化判断比率） （単位：％）

	平成21年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	15.0
連結実質赤字比率	—	20.0
実質公債費比率	6.6	25.0
将来負担比率	—	350.0

*表中「—」は、0％以下です。

【実質赤字比率】

標準財政規模（*）に対して、一般会計等の実質赤字が占める割合

【連結実質赤字比率】

標準財政規模に対して、全ての会計を合わせた実質赤字が占める割合

【実質公債費比率】

標準財政規模に対して、一般会計等が負担する公債費等が占める割合

【将来負担比率】

標準財政規模に対して、一般会計等が将来負担すべき債務が占める割合

【資金不足比率】

公営企業の事業規模に対する資金不足額の割合

*標準財政規模とは、当該自治体の標準的な一般財源の規模

◆公営企業の経営健全化に関する指標について

（資金不足比率） （単位：％）

	平成21年度	経営健全化基準
公共下水道事業	—	20.0
多賀地区簡易水道事業	—	20.0
水道事業	—	20.0

*表中「—」は、0％以下です。

井手町の給与・定員管理等について

「地方公共団体における職員給与等の公表について」に基づいて、井手町では平成10年度から町職員の給与の実態について公表しています。なお、ここでお知らせする給与等は、税金や各種保険料を差し引く前の金額で、いわゆる「手取り額」ではありません。また、現在未公表である情報については、公表されたいホームページにて掲載予定です。お問い合わせは、総務課（TEL82-6161）まで。

1 総括

（1）人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 （平成21年度末）	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	（参考） 平成20年度の人件費率
平成21年度	8,245人	3,839,672千円	336,721千円	836,846千円	21.8%	26.3%

（2）職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成21年度	100人	368,576千円	34,864千円	135,561千円	539,001千円	5,390千円

- （注） 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成21年4月1日現在の人数である。

（3）ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

年 度	井手町	類似団体平均	全国町村平均
平成21年度	94.7	93.3	94.6
平成16年度	97.0	93.4	93.7

- （注） 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成22年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国ベース）
井手町	42.1歳	307,855円	353,749円	328,201円
国	41.9歳	325,579円	—	395,666円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 （A）	平均給与月額 （国ベース）	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 （B）	
井手町	50.5歳	4人	357,542円	369,400円	368,900円	—	—	—	—
うち 清掃職員	35.6歳	1人	252,800円	252,800円	252,800円	廃棄物処理業従業員	44.6歳	294,000円	0.86
うち 学校給食員	56.2歳	1人	395,000円	421,000円	421,000円	調理士	38.7歳	267,100円	1.58
うち その他技能労務職	55.2歳	2人	391,200円	401,950円	400,950円	—	—	—	—
国	49.3歳	3,955人	284,514円	—	322,291円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 （C）	民 間 （D）	C/D
井手町	—	—	—
うち 清掃職員	4,057,650円	4,085,100円	0.99
うち 学校給食員	6,873,108円	3,603,500円	1.91
うち その他技能労務職	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成19～21年の3カ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（注） 1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (平成22年 4月1日現在)

区 分	井手町	国
一般行政職	大学卒	178,800円
	高校卒	149,800円
技能労務職	高校卒	149,800円
	中学卒	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成22年 4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒 261,400円	304,500円	337,900円
	高校卒 230,500円	—	320,700円
技能労務職	高校卒 —	252,800円	—
	中学卒 —	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

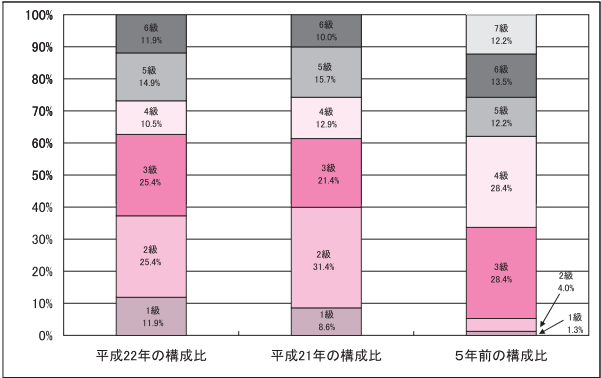
(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成22年 4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	1 定型的な業務を行う主事、技師、保育士若しくは保健師の職務又はこれに準じる職務	8 人	11.9%
	2 主事補、技師補又はこれに準じる職務		
2 級	専門的知識又は技術若しくは経験が必要とする業務を行う主事、技師、保育士若しくは保健師の職務又はこれに準じる職務	17 人	25.4%
3 級	係長、主任又は主査の職務	17 人	25.4%
4 級	課長補佐又は園長補佐の職務	7 人	10.5%
5 級	課長、館長、園長又は所長の職務	10 人	14.9%
6 級	理事、局長、次長等の職務	8 人	11.9%

(注) 1 井手町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績を反映せず



(注) 平成18年 4月1日から給与構造改革により3級と4級を係長級として統合し、5級を4級、6級を5級、7級を6級とした。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

井手町	国
1人当たり平均支給額(平成21年度)	—
(平成21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.4 月分	(平成21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.4月分 (1.5)月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5～20% ●管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】

勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

一律支給

(2) 退職手当 (平成22年 4月1日現在)

井手町	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年	(支給率) 自己都合 勤奨・定年
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)
1人当たり平均支給額 21,491 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (平成22年 4月1日現在)

支給実績(平成21年度決算)			— 千円
支給職員 1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)			— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
井手町	0 %	— 人	勤務地域により支給率は異なるが、平成22年度制度完成時で最高支給割合18%。

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
井手町	0 %	勤務地域により支給率は異なるが、平成22年度制度完成時で最高支給割合18%。

(注) 国の制度では平成22年度での完成を目指して、平成18年から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当 (平成22年 4月1日現在)

支給実績(平成21年度決算)		— 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額(平成21年度決算)		— 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成21年度)		— %	
手当の種類(手当数)		2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症の防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業従事職員	感染症の防疫作業	1 日につき500円
死体処理に従事する職員の特殊勤務手当	死体処理従事職員	死体処理	1 体につき10,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成21年度決算)	11,238千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	112千円
支給実績(平成20年度決算)	8,066千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	79千円

(6)その他の手当 (平成22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成21年度決算)
扶養手当	扶養親族である配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 配偶者がいない場合、そのうち1人については 11,000円 16歳から22歳までの子 5,000円加算	同じ		11,183千円	189,539円
住居手当	職員が世帯主でその所有に係る住宅で新築または購入した住宅は、その日から起算して5年間 2,500円 (H21.11まで) 家賃支払いの職員 ●月額23,000円以下の家賃 家賃額-12,000円=支給額 ●月額23,000円を超える家賃 (家賃額-23,000円)×1/2=① 16,000円=② (①、②のうち額が少ない方)+11,000円=支給額 (最高27,000円)	同じ		2,393千円	170,900円
通勤手当	交通機関を利用する職員 全額支給 運賃相当額が55,000円までの者 支給なし 片道2km未満 2,000円 自動車等の利用者 通勤距離片道 2km以上5km未満 4,100円 5km以上10km未満 6,500円 10km以上15km未満 8,900円 15km以上20km未満 11,300円 20km以上25km未満 13,700円 25km以上30km未満 16,100円 30km以上35km未満 18,500円 35km以上40km未満 20,900円 40km以上45km未満 21,800円 45km以上50km未満 22,700円 50km以上55km未満 23,600円 55km以上60km未満 24,500円 60km以上	同じ		2,790千円	54,714円
管理職手当	月額5,000円。ただし、町長が必要と認める時は、本俸の100分の20以内を支給することができる。 理事、局長、次長等 35,000円 課長、館長、園長、所長 25,000円			7,260千円	315,652円

5 特別職の報酬等の状況 (平成22年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	町長 730,000 円 副町長 600,000 円
報酬	議長 290,000 円 副議長 220,000 円 議員 200,000 円
期末手当	町長 (平成21年度支給割合) 3.10 月分 副町長 議長 (平成21年度支給割合) 3.10 月分 副議長 議員
退職手当	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 町長 給料月額×530/100×在職年数 15,476千円 任期ごと 副町長 給料月額×315/100×在職年数 7,560千円 任期ごと

- (注) 1 減額措置はしていない。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由
		平成21年	平成22年		
普通会計部門	議会	1	1	0	
	総務	19	18	▲1	欠員不補充
	税務	7	7	0	
	民生	36	36	0	
	衛生	7	7	0	
	農林	4	3	▲1	退職不補充
	商工	1	1	0	
	土木	7	7	0	
	計	82	80	▲2	
	教育部門	12	11	▲1	欠員不補充
公営企業等 会計部門	水道	5	5	0	
	下水道	4	4	0	
	国保等	9	9	0	
	小計	18	18	0	
	合計	112 [157]	109 [157]	▲3 [0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況 (平成22年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	15人	6人	13人	10人	9人	7人	4人	20人	20人	1人	109人

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
123人	120人	▲3人	▲2.4%

(参考) 井手町第3次行政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	▲3人(縮減率2.4%)

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要（各年4月1日現在）

区 分		平成17年 計画始期	平成18年 1 年目	平成19年 2 年目	平成20年 3 年目	平成21年 4 年目	平成22年 5 年目	18年～21年計 （実績）	数値目標 （参考）
一般行政	職員数	92	91	85	85	82	80	—	90
	増 減		▲1	▲6	0	▲3	▲2	▲12(106%)	▲2
教育	職員数	13	12	12	12	12	11	—	13
	増 減		▲1	0	0	0	▲1	▲2(108%)	0
公営企業等会計	職員数	18	19	19	18	18	18	—	17
	増 減		1	0	▲1	0	0	0(100%)	▲1
計	職員数	123	122	116	115	112	109	—	120
	増 減		▲1	▲6	▲1	▲3	▲3	▲14(104%)	▲3

（注） 1 （ % ）内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
2 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

水道事業

①職員給与費の状況

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費 比率 B/A	（参考）平成17年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成21年度決算	97,842千円	2,687千円	24,775千円	25.3%	25.0%

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成21年度決算	3人	14,289千円	1,223千円	5,371千円	20,883千円	6,961千円

（注） 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成22年3月31日現在の人数である。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成22年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
井手町	55.8歳	396,279円	546,251円

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

井 手 町	一 般 行 政 職
1人当たり 平均支給額 （平成21年度）	1人当たり 平均支給額 （平成21年度）
1,790千円	1,356千円
（平成21年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.75月分 1.4月分	（平成21年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.75月分 1.4月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、役職加算 職務の級等による加算措置 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、役職加算 職務の級等による加算措置 5～15%

イ 退職手当（平成22年4月1日現在）

井 手 町	一般行政職
（支給率） 一般行政職と同様	1人当たり 平均支給額
自己都合 勤奨・定年	
1人当たり 平均支給額	21,491千円
— 千円 — 千円	

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成22年4月1日現在）

一般行政職と同様（4（3）を参照）

エ 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

一般行政職と同様（4（4）を参照）

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成21年度決算）	496千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	124千円
支給実績（平成20年度決算）	487千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	121千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 （平成21年度決算）	支給職員 1人当たり 平均支給年額 （平成21年度決算）
扶養手当	一般行政職と同様	同じ		390 千円	390,000 円
住居手当	一般行政職と同様	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	一般行政職と同様	同じ		47 千円	46,858 円
管理職 手当	一般行政職と同様	同じ		300 千円	300,000 円

④定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標（参考）井手町第3次行政改革大綱における定員管理の数値目標（数・率）

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
4 人	3 人	▲1人	▲25.0%

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	▲1人（縮減率25.0%）

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

→ 6（3）②を参照

○インフルエンザ予防接種のお知らせ

	高齢者インフルエンザ予防接種	新型インフルエンザ予防接種
対象者	井手町に住所を有する65歳以上の方(※1)	井手町に住所を有する65歳未満の方
実施期間	平成22年10月1日～平成23年1月31日	
接種可能医療機関	岡林医院・水野クリニック、経管内及び市内医療機関 ☆接種を受ける場合は、予約が必要ですので医療機関へ事前にお問い合わせください。	
接種回数	・1回 (新型インフルエンザ予防接種も含まれています。)	・13歳以上 1回(※2) ・13歳未満 2回
接種費用	・一部負担金 1,000円 ★接種を希望される方は、ハガキ(※3)による申込みが必要です。	・全額自己負担 (各医療機関にお問い合わせください)
免除対象者及び申請期間	・生活保護世帯、住民税非課税世帯の方 ☆ハガキで申込みの場合は、平成22年10月1日(金)～平成23年1月17日(月)まで ☆保健センターに直接申込みの場合は、平成23年1月21日(金)まで	・生活保護世帯、住民税非課税世帯の方 ☆保健センターに直接申込みが必要です。 平成23年1月21日(金)まで
接種時の必要書類	予診票(自己負担1,000円)、一部負担金が免除の方は予診票(自己負担無し)等の関係書類を送付しますので接種医療機関に提出してください。	免除対象者には、保健センターにて「新型インフルエンザ予防接種券」を交付しますので、接種医療機関に提出してください。

【実施期間】
平成22年10月1日(金)～平成23年1月31日(月)までになりました。

【一部負担金の免除申請期間】
・ハガキでの場合は、平成22年12月20日(月)が平成23年1月17日(月)にかわりしました。
・保健センターに直接申込みをされる場合は、平成22年12月24日(金)が平成23年1月21日(金)にかわりしました。

(※1) ①実施期間中に65歳以上に達している方

②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害のある方も対象となります。

(※2) 基礎疾患を有する方のうち、著しく免疫反応が抑制されている方で、医師が必要と認めた場合は2回接種となります。

(※3) 「高齢者インフルエンザ予防接種のお知らせ」についているハガキ

お問い合わせは、保健センター (TEL 82-3385 まで)



子育て支援センターからのお知らせ

子育て支援センターは、玉川保育園にあります。【TEL・FAX : 0774-82-2232】



11・12月の事業 (時間：午前10時～正午)

日	月	火	水	木	金	土
7	8	9	10	11	12	13
		多賀園庭開放 竹の子ひろば	とことこ広場 (支援センター) 小麦粉ねんど遊び	さんさん会 (支援センター)		
14	15	16	17	18	19	20
		竹の子ひろば	遊びの広場 育児相談と同時実施 (保健センター)	さんさん会 (支援センター)	ぴよぴよ広場 (支援センター) 小麦粉ねんど遊び	
21	22	23	24	25	26	27
	おでかけ広場 (西部公民館) 多賀地区	休日	よちよち広場 (支援センター) 小麦粉ねんど遊び	さんさん会 (支援センター)	さんさん会(OP) リトミック (支援センター)	
28	29	30	12/1	2	3	4
	いづみ園庭解放	玉川園庭開放 (支援センター) 竹の子ひろば	とことこ広場 (支援センター) クリスマスリース作り			
5	6	7	8	9	10	11
		竹の子ひろば	遊びの広場 育児相談と同時実施 (保健センター)	さんさん会 (支援センター)		

各広場の対象者 場所：子育て支援センター

*とことこちゃん広場：1歳半～就学前の子とその保護者
*よちよちちゃん広場：7ヶ月～1歳半位の子とその保護者
*ぴよぴよちゃん広場：妊婦～6ヶ月位の子とその保護者
*おでかけ広場：妊婦～就学前の子とその保護者

※どの事業も予約なしでいつでも参加できます。

子育てサークルの紹介・活動

さんさん会：午前10時～12時【妊婦～3歳位の子とその保護者】
代表：乾 (090-3866-2585)
竹の子ひろば：午前10時半～12時【未就園児の子とその保護者】
代表：巽 (82-2436)
ベジッ子クラブ：午前9時半～12時【食育に興味のある方】
代表：平間 (090-5367-0397)
カモミール(キッズケア)【未就園児の子とその保護者】
代表：平間 (090-5367-0397)
★初めての方は、代表まで連絡ください。

★子育て支援センターは、事業の日だけでなく毎日開いています。
★子育てで困った時、しんどい時の相談も受けています。
★利用時間
月曜日～金曜日
午前9時半～午後4時
(ちょいと気分転換という気軽な気持ちで遊びに来てください。)



救命講習会の様子



ハブラシ指導の様子

国民健康保険被保険者証 の更新はお済ですか

平成22年度は、一般被保険者証は「クリーム色」、退職被保険者証は「うぐいす色」に変わりました。

○更新がまだの方は、至急に井手町役場保健医療課窓口で手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

・お手持ちの国民健康保険被保険者証

・印鑑

○現在、国民健康保険以外の健康保険（職場の健康保険など）に加入されている方は、至急に資格喪失の手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

・お手持ちの国民健康保険被保険者証

※職場の健康保険証（国保加入者全員のもの）

・印鑑

○国民健康保険税を滞納されていることで、更新の手続きができておられない場合は、窓口において納付相談等を行い、短期被保険者証等の交付を行いますので、お気軽にご相談ください。

お問合せは、保健医療課
(TEL 82・6166) まで

こんなときは14日以内に国民健康保険担当まで届けてください

◎国民健康保険に入るとき

こんなとき	持参するもの
他の市町村から井手町に転入してきたとき	印かん・他の市町村の転出証明書
退職して職場の健康保険がなくなったとき、被扶養者からはずれたとき	印かん・職場の健康保険証からはずれた証明書
国民健康保険に入っている人に子どもが生まれたとき	印かん・国民健康保険証
生活保護を受けなくなったとき	印かん・保護廃止決定通知書

※既に、同一世帯で国民健康保険証をお持ちの場合は国民健康保険証を持参して下さい。

◎国民健康保険をやめるとき

こんなとき	持参するもの
井手町以外の市町村に転出するとき	印かん・国民健康保険証
就職して職場の健康保険に入ったとき、被扶養者となったとき	印かん・職場の健康保険証と国民健康保険証
被扶養者となったとき	印かん・職場の健康保険証と国民健康保険証
国民健康保険に入っている人が死亡したとき	印かん・国民健康保険証
国民健康保険に入っている人が生活保護を受けるようになったとき	印かん・国民健康保険証・保護開始決定通知書

◎その他の場合

こんなとき	持参するもの
井手町内で住所が変わったとき	印かん・国民健康保険証
世帯主や氏名が変わったとき	印かん・国民健康保険証
国民健康保険証をなくしたとき（失窃して使えなくなったとき）	印かん・本人であることを証明するもの（使えなくなった国民健康保険証）
退職者医療制度に該当したとき （年金制度への加入期間が20年以上、または40歳以降の加入期間が10年以上で年金を受給されている方）	<国保加入時と同時に該当したとき> 印かん・職場の健康保険証・年金証書 <すでに国保の方で退職者医療に該当したとき> 印かん・国民健康保険証・年金証書

同和問題の解決を
みんなの手で

12月4日から10日は「人権週間」です

1948年の12月10日、国連の第3回総会で「世界人権宣言」が採択されました。この宣言は、生命・身体の安全その他多くの基本的人権についての基準を示し、「どのような形であっても差別を受けることなしにこれらの人権が享有できるようにすべきである」と述べています。この理念は、各国の憲法や法律に取り入れられるとともに、今も世界の人々にとって希望の根源ともなっています。

国連では、この12月10日を「人権デー」と定めています。日本では、12月10日までの1週間（12月4日～10日）を「人権週間」とし、毎年、講演会の開催や街頭啓発など、さまざまな啓発活動が展開されています。

みなさんの家庭や学校、職場などでは「人権」をどのようにとらえていますか。

人権週間をきっかけに今一度、「人権」とは何なのだろうか、そしてお互いの権利を尊重しあうことの大切さについて考えましょう。



人権講座「きらめき」のお知らせ

【第3回】

◇日時 11月24日（水）19時～20時30分

◇内容 「これでなっとく！部落の歴史

～近現代の部落史から未来を見通す～（前編）

【講師】上杉聡さん

（大阪市立大学 人権問題研究センター特任教授）

【第4回】

◇日時 12月8日（水）19時～20時30分

◇内容 「これでなっとく！部落の歴史

～近現代の部落史から未来を見通す～（後編）

【講師】上杉聡さん

（大阪市立大学 人権問題研究センター特任教授）

（会場） いづみ人権交流センター （問合せ） 同和・人権政策課（82-3380）



税務署からのお知らせ

＜相続又は贈与等に係る生命(損害)保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について＞

相続、贈与等により取得した生命保険契約や損害保険契約等に係る年金の所得税の取扱いを改めることとなりました。

この取扱いの変更により、所得税の還付を受けることができる場合があります。詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。か、所轄の税務署にお問い合わせください。

11月は犬の適性飼養推進月間です

近隣市町各地で犬を正しく飼つてもらうことをPRする事業・イベントが開催されます。

《市町イベントの動物愛護啓発ブース》
ふるさとフェア久御山

日時／11月23日(日) 午前11時～正午・午後1時～2時

場所／久御山中央公園(久御山町)

《わんわんクリーンキャンペーン》

日時／11月11日(木) 午後2時半～3時半

場所／未定(久御山町)

日時／11月25日(木) 午後2時半～3時半

場所／塔の島周辺(宇治市)

救命講習会開催のお知らせ

日時／12月5日(日) 午前9時～正午
場所／京田辺市消防署井手分署会議室
定員／10名程度
参加費／無料

受付期間／12月4日(土) まで

※お問い合わせは、京田辺市消防署井手分署
(Tel 82・3000) まで

住宅用火災警報器を設置されましたか

戸建て住宅・店舗併用住宅・共同住宅は、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。寝室・階段・台所などに設置しましょう。

※悪質な訪問販売などに注意しましょう。消防署や消防団が販売をしたり、特定の業者に販売を委託することはありません。

※お問合せ先は京田辺市消防本部 予防課(Tel 63・7826) または、京田辺市消防署 井手分署(Tel 82・3000) まで

平成22年度自衛官募集案内

募集種目／陸上自衛隊高等工科学校生徒
受付期間／平成22年11月1日～平成23年1月7日

試験期日／1次平成23年1月22日

2次平成23年2月5日～8日までの間の指定する1日

資格／平成23年4月1日現在、15歳以上17歳未満(平成6年4月2日から平成8年4月1日までの間に生まれた者)の男子で中学校卒業者又は中等教育学校の前期課程修了者(平成23年3月に中学校卒業又は中等教育学校の前期課程修了見込みの者を含む)

※お問い合わせは、自衛隊京都地方協力

本部(Tel 075・211・3471)または、宇治地域事務所(Tel 44・7139)まで

スポーツ

【秋季軟式野球大会】

日時／11月14日(日)・11月21日(日)
場所／井手町住民(有王)グラウンド

講座・教室

【和太鼓交流教室】

日時／11月24日(水)・12月8日(水)
いずれも、午後7時～9時
場所／自然休養村管理センターホール

【和太鼓教室(サークル)】

日時／11月20日(土)・12月4日(土)
いずれも、午後1時半～3時半

【和太鼓教室】

日時／11月27日(土) 午後1時半～3時半
場所／いづみ人権交流センター

※お問い合わせは、いづみ児童館(Tel 82・4112) まで

【いづみまなび教室】

《太極拳(入門・初級)》
日時／11月12日(金)・26日(金) いずれも、午後1時半～3時

持ち物／運動できる服装・上履き

《大正琴》

日時／11月12日(金) 午前10時～正午
26日(金) 午前10時～11時半

持ち物／大正琴・楽譜

《ペン習字》

日時／11月11日(木)・22日(月)
午後1時半～3時

《手芸教室》

日時／11月19日(金)・30日(火)・12月

9日(木) いずれも、午前10時～正午
11月25日(木)・12月6日(月) いずれも、午後1時半～3時半

《健康教室》

日時／11月25日(木) 午前10時～11時半

《料理教室》

日時／11月24日(水)・12月1日(水)・8日(水) 午前10時～正午

※各教室の材料費等は自己負担となります

※お問い合わせは、いづみ人権交流センター(Tel 82・3380) まで

【山吹ふれあいセンター天文台】

日時／11月12日(金)・12月3日(金)
午後7時半～9時

場所／山吹ふれあいセンター

申し込みは不要です

・夜間の開催になりますので、お子様だけの参加はご遠慮ください

※お問い合わせは、社会教育課(Tel 82・5700) まで

【親子で楽しむ紙しばい】

日時／11月13日(土) 午後1時半
場所／山吹ふれあいセンター図書館

【親子の絵本の会】

日時／11月20日(土) 午後2時
場所／山吹ふれあいセンター

※お問い合わせは、社会教育課(Tel 82・5700) まで

【井手玉川大学】

日時／11月16日(火) 午前7時45分～12月10日(金) 午後1時半～3時半

場所／山吹ふれあいセンター

※お問い合わせは、社会教育課(Tel 82・5700) まで

【生き生きふれあいサロン(千支づさぎの正月飾り)】

日時／11月17日(水) 午後1時半～

健康

場所／玉泉苑
対象／60歳以上の方および障害のある方
*事前申込が必要です
*毎月20日発行の「ボランティアセン
ターだより」で、ふれあいサロンの詳
しい内容をお知らせします
*お問い合わせは、社会福祉協議会
(Tel 82・3499) まで

【成人・高齢者保健事業】

《山吹体操クラブ・健康相談》
日時／11月11日(木)・12月9日(木)
いずれも、午後1時半～3時
場所／賀泉苑
日時／12月2日(木) 午後1時半～3時
場所／玉泉苑
対象／65歳以上
*お問い合わせは、社会福祉協議会
(Tel 82・3499) まで

子育て

【子育てサロン】

日時／12月3日(金) 午前10時～正午
場所／玉泉苑
*お問い合わせは、社会福祉協議会
(Tel 82・3499) まで
【乳幼児健康診査】
《2歳半歯科健診》
日時／12月3日(金)
対象／H20・5・1からH20・8・31
生まれ
場所／保健センター
《乳児健診・BCG》
日時／12月6日(月)
受付／午後1時～1時半

各種相談

対象／H22・7・2からH22・9・3
生まれ
BCGのみ受けられる方
受付／午後2時～2時半
場所／いずれも、保健センター
*母子手帳と予防票を必ず持参してく
ださい
*「予防接種ガイドブック」は毎回必
ず読んでください
*お問い合わせは、保健センター(Tel
82・3385) まで

【心配ごと相談・行政相談】

日時／11月15日(月) 午後1時～4時
場所／賀泉苑
日時／12月6日(月) 午後1時～4時
場所／玉泉苑
【無料法律相談】
日時／11月22日(月) 午後2時～4時
場所／玉泉苑

*心配ごと相談は、第1月曜日は玉泉
苑、第3月曜日は賀泉苑で開設してい
ます。
*無料法律相談は予約制とします
*お問い合わせは、社会福祉協議会
(Tel 82・3499) まで

【母子の相談・教室】

《育児相談》
日時／11月17日(水)・12月8日(水)
受付／午前9時半～10時半
場所／保健センター
《あそびの広場》
日時／11月17日(水)・12月8日(水)
午前9時半～11時
場所／保健センター
*お問い合わせは、保健センター(Tel

82・3385) まで

【こころの相談室(カウンセリング)】

日時／11月22日(月) 12月7日(火)
午前10時半～午後2時
場所／いずれも、いづみ人権交流セン
ター
*お問い合わせは、いづみ人権交流セ
ンター(Tel 82・3380) まで

上下水道課からのお知らせ

水道料金の期限内納付に ご協力願います!!

水道事業は、電気、ガスとともに住
民の皆さまが生活するうえで欠くこと
のできない「水」を常に安定して供給
し、それに要した費用を「水道料金」
としていただいています。
そして、この水道料金を財源として
水源の確保及び施設の整備・拡充を行
うとともに、サービスの向上を図って
います。

しかし、料金の滞納が年々増加して
おり、健全な事業運営に支障をきたし
ております。このため、利用者の公平
性を確保し、健全な事業運営を進める
ため、料金の徴収に努力しております
が、納付要請にもかかわらず納付が
滞る場合には、督促状や催告書を送付
することになります。

また、悪質な滞納の場合には、給水
を停止する場合もあります。納付期限
内のお支払いにご協力をお願いいたし
ます。

上下水道料金の請求は

検針月の翌月と翌々月に

☆住民の方から、「現在、水道を使っ
ていないのになぜ上下水道料金の請求書
が届くの?」という質問をよくお聞き
します。

上下水道料金は2ヶ月に1回メー
ター検針を実施し、検針での使用水量を
もとに計算します。使用水量は各月均
等とみなし、検針月の翌月と翌々月に
半分ずつに分けて請求します。

例えば、12月の検針で40㎥使用され
ていた場合、1月分で20㎥(水道料金
2,500円、下水道使用料2,000
円、プラス20㎥のメーターであ
れば、メーター貸付料1300円の合計
4,630円)、2月分も20㎥、同額を
請求することになります。

検針の直後に閉栓された場合でも、
請求書は2ヶ月後まで届くことになり
ますので、ご理解ください。

転入・転居等をされるときは、 水道中止の手続きをお忘れなく

「給水装置使用中止届出書」・「公共
下水道使用中止届出書」を役場上下水
道課に提出してください。手続きが遅
れるとお住みになっていないのかか
わらず上下水道料金が発生します。

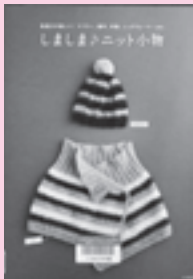
転入・転居時における水道使用開 止の手続きもお忘れなく

開栓手数料1,200円と印鑑をご
持参ください。受け付け時間は、平日
午前8時半～午後5時15分までです。
土日祝日は、受け付けておりません。
*お問い合わせは、上下水道課(Tel 82・
6169)まで

11月は、多賀地区の水道メーター検針月です。メーターボックスの上に物を置かないでください



チア男子!!
朝井リョウ
幼い頃から柔道に打ち込んできた大学1年の晴希は、怪我をきっかけに柔道部を退部。同じころ柔道をやめた一馬はある理由から、大学チアリーダーング界初の男子のみのチーム結成を決意する。笑って泣ける長編スポーツ小説。



しましまニット小物
若森繁男
あなたの好きな「しましま」がきつと見つかります！大人かわいいボンボンマフラーと手袋、モノトーンのもこもこケープ&帽子など、色や糸の組み合わせでいろいろ遊べる「しましま」な小物を集めました。



ねむいねむいねずみとどろぼうたち
佐々木マキ
ねずみが旅をしていたよ。1日歩いてくたびれたねずみは、どこかでぐっすり眠りたくなった。すると、古い小さな小屋を見つけて…。イラストレーター佐々木マキの「ねむいねむいねずみ」シリーズ。



まどれーぬちゃんとまほうのおかし
小川糸
プリン、ドーナツ、パウムクーヘン…。まどれーぬちゃんがおかしを作って、かなえようとする夢は？ おいしそうなおかしがいっぱい出てくる、おなかも心もいっぱいになる物語。『小学二年生』連載作品を加筆・修正して書籍化。



お問い合わせは82-5700まで

【開館日】 火曜日～日曜日

【開館時間】

10月～3月 午前10時～午後5時

☆11月・12月の休館日

11月1・4・8・15・22・24・25・29日

12月6・13・20・27～31日

☆貸し出し冊数および期間

図書は1人12冊、2週間

雑誌は1人5冊、2週間

視聴覚資料は1人3点、1週間

☆主な新着資料の紹介 11月

一般書

「お初の繭」

「撃てない警官」

「流跡」

「歌うクジラ 上・下」

「金閣寺の燃やし方 三島の場合」

「水上の場合」

「ぎゅっちゃんちゃん」

「稲穂の海」

児童書

「うわさの ようちえん」

あきば

この「うわさ」 きたやまようこ

「古代エジプトものがたり」

ステイブ・ランバート

「ルララとトーララ クリスマスのプレゼント」

おくはらゆめ

「ブーさんの森にかえる」

ディビット・ベネディクタス

「哲夫の春休み」

斎藤惇夫

11月・12月の図書館行事

《親子で楽しむ紙しばい》

11月13日(土) 12月11日(土)

いずれも午後1時半から

《親と子の絵本の会》

11月20日(土) 12月18日(土)

いずれも午後2時から

《雑誌のリサイクル》

11月20日(土) 11月28日(日)

《クリスマス・お正月・うさぎの本の展示》

12月1日(水) 12月26日(日)

国民年金Q&A

Q. 国民年金保険料は社会保険料控除の対象になりますか。

A. 国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、毎年1月1日から12月31日までの間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料の額を証明する書類の添付等が必要です。このため、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書(ハガキ)」が、日本年金機構から毎年11月上旬に被保険者の方に送付されます。証明内容は、本年1月から9月30日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

国民年金の保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、年末調整等の手続きの際に「自身の社会保険料の額と合算して申告してください。」「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」についてのお問合せは、控除証明書専用ダイヤルへお電話してください。

控除証明書専用ダイヤルは0570・070・117です。
※一般固定電話の場合、市内通話料金のみでご利用いただくことができます。IP電話等の方は、03-6700・1130へおかけください。

父子家庭の方へ

平成22年8月1日から児童扶養手当の支給が父子家庭の父にも拡大されました。

これまでに、父子家庭(離婚、死別等で母がいない家庭や父が重度障害の状態にある家庭など)であった方が、平成22年8月以降の手当を支給するためには、平成22年11月30日までに申請する必要があります。(11月30日を過ぎると、申請月の翌月からの支給になります。)手続き、詳細については住民福祉課(Tel 82・6164)までお問い合わせください。

ごみ収集日程表(11月11日～12月10日)

★ごみは、朝9時までに出してください。

★カン、ビン、ペットボトル、発泡トレー等は中身の見える袋で出してください。

★「乾電池」は「カン」の日に、「カセットボンベ缶、スプレー缶」は「その他」の日に、それぞれ別の透明な袋に入れて出してください。

★粗大ごみは、収集日の1週間前までに産業環境課へ電話予約(TEL82-6168)してください。(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・エアコン・パソコンは除きます)

★テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは家電リサイクル品です。

※古紙等(新聞、雑誌、ダンボール・紙パックごとに分別のうえ)の収集は全地区毎週月曜日です。

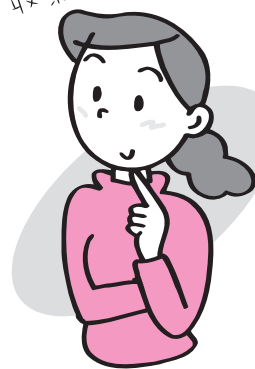
地区	区分	燃やすごみ	カン	ビン	粗大ごみ	ペットボトル	発泡トレー等	その他
北水無区	区	火・金曜日	12月2日	11月25日	11月11日 12月9日	11月18日	11月16日 11月30日	水曜日
玉石高区	区	月・木曜日	12月3日	11月26日	11月11日 12月9日	11月19日	11月23日 12月7日	水曜日
上井手区	区	火・金曜日	11月11日 12月9日	11月25日	12月2日	11月18日	11月24日 12月8日	水曜日
多賀全区	区	火・金曜日	11月11日 12月9日	11月25日	12月2日	11月18日	11月17日 12月1日	水曜日

※ごみ収集に関するお問い合わせは、役場産業環境課(TEL82-6168)まで

し尿収集日程

収集日	し尿収集区域番号	収集区域
11月11日 12月3日	⑨	西北河原、東北河原、南口、西北ノ代、東北ノ代、北口、西北組、東松ヶ花、茶臼塚、新造、東北組、甚五郎谷
11月12日 12月6日	⑩	阿弥陀寺、西南組、東南組、前川、立石、小弘、岩倉、馬場崎、墓ノ平
11月15日 12月7日	⑪	内垣内、奥西、帽子田、下川、判ノ地、石名田、高橋、谷村、宮ノ後、天王山、蛇谷、栗岡、北赤坂、穴虫、南久保、浜、上ノ浜
11月16日 12月8日	⑫	安堵山、起、佃、平山、新四郎山、中島、西垣内、中垣内、東垣内
11月17日 12月9日	⑬	里、玉ノ井、西高月、東高月、清水、栢ノ木、中溝、西山、尾ノ山、山縁、田村新田
11月18日 12月10日	⑭	川久保、北玉水、辻垣内、野畑、山田、柏原、南玉水、久保、洪川、段ノ下、扇畑、浜田、橋ノ本
11月19日	⑮	梅ノ木原、野神、北猪ノ阪、南猪ノ阪、宮ノ本、西前田、北開、北溝、南溝、下赤田、上赤田、鳥休、柴木田

ウチの
収集日は...



山背古道とことんウォーキング

秋の愁いを帯びた一日、山背古道をのんびり歩いて思い出を作りませんか

日時/11月21日(日)【雨天決行】

午前9時受付開始、午前9時30分スタート

集合/JR城陽駅東側、または木津川市役所玄関前

(スタート開始時間までに、都合の良い集合場所へお越しください)

※参加費無料・申込不要

コース/木津～城陽の約23km

(自分にあった距離でウォーキングを楽しんでください)

持ち物/お弁当・水筒・雨具など

その他/詳細は、山背古道推進協議会事務局(TEL56-4019)まで



(9月20日から10月19日までの届出分・敬称略)

住所	赤ちゃん	届出人
井手	田 中 愛 夢	翔 太
井手	外 山 大 倫	博
井手	山 口 結 愛	智
井手	小 平 美 桜	重 仁
井手	武 居 唯 織	裕 樹

(9月20日から10月19日までの届出分・敬称略)

住所	夫	妻
多賀	辻 井 祐 介	岩城 由加子
多賀	飯 田 元 樹	窪 山 眞 希

「井手ねっと！ブログ」 参加者募集中

井手ねっと！では、新規参加者をお待ちしています。井手町在住・出身の方、また、町外でも井手町に興味がある方は大歓迎です。

井手ねっと！ (<http://idenet.jp>) で自分のホームページ（ブログ）を作ってみませんか。

ブログ開設のお申込は下記の電話番号まで。

*お問い合わせは、井手ねっと！運営委員会事務局（井手町企画財政課内 TEL 82-5212）まで

公共施設電話番号一覧

名 称	電話番号
総 務 課	0774-82-6161
企画財政課	0774-82-6162
税 務 課	0774-82-6163
住民福祉課	0774-82-6164
高齢福祉課	0774-82-6165
保健医療課	0774-82-6166
建 設 課	0774-82-6167
産業環境課	0774-82-6168
上下水道課	0774-82-6169
会計課	0774-82-6171
議会事務局	0774-82-6172
教育委員会（学校教育課）	0774-82-4333
山吹ふれあいセンター（図書館・社会教育課）	0774-82-5700
いづみ人権交流センター	0774-82-3380
いづみ児童館	0774-82-4112
保健センター	0774-82-3385
地域包括支援センター	0774-82-3690
泉ヶ丘中学校	0774-82-2070
井手小学校	0774-82-2119
多賀小学校	0774-82-2112
玉川保育園	0774-82-2153
多賀保育園	0774-82-2225
いづみ保育園	0774-82-4160
子育て支援センター	0774-82-2232
環境衛生センター	0774-82-4651
学校給食センター	0774-82-3617
井手町まちづくりセンター椿坂	0774-82-3838
町立デイサービスセンター	0774-99-4318
老人福祉センター「玉泉苑」	0774-82-3499
老人福祉センター「賀泉苑」	0774-82-5059
京田辺市消防署 井手分署	0774-82-3000
井手町役場 代 表 番 号	0774-82-2001

まちのカレンダー (11月11日～12月10日)

住 民 カ レ ン ダ ー

月日	曜	行 事
11/11	木	山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、賀泉苑) ペン習字教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター) ゆっくり学べるパソコン教室(午後6時半～9時、いづみ人権交流センター)
12	金	大正琴教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 太極拳教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター) 天文台公開(午後7時半～9時、山吹ふれあいセンター)
13	土	第31回井手町文化祭(午前10時～午後4時、自然休養村管理センター他) 親子で楽しむ紙しばい(午後1時半～、山吹ふれあいセンター・図書館)
14	日	第31回井手町文化祭(午前9時～午後3時、自然休養村管理センター他) 秋季軟式野球大会(井手町住民【有王】グラウンド)
15	月	心配ごと相談・行政相談(午後1時～4時、賀泉苑) そば打ち教室(午前9時半～11時半、午後6時半～8時半、いづみ人権交流センター)
16	火	井手玉川大学【社会見学】(午前7時45分～、姫路方面) 出張徴収【北・南】
17	水	育児相談(午前9時半～10時半、保健センター) あそびの広場(午前9時半～11時、保健センター) 生き生きふれあいサロン【干支(うさぎ)の正月飾り】(午後1時半～、玉泉苑)
18	木	ゆっくり学べるパソコン教室(午後2時半～5時、いづみ人権交流センター) 歴史学習(午前9時半～午後3時、木津川市方面)
19	金	手芸教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター)
20	土	秋の健康づくりハイキング(午前9時～、JR玉水駅) 和太鼓教室【サークル】(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) 親と子の絵本の会(午後2時～、山吹ふれあいセンター)
21	日	秋季軟式野球大会(井手町住民【有王】グラウンド) 山背古道とことんウォーキング
22	月	こころの相談室(午前10時半～午後2時、いづみ人権交流センター) ペン習字教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター) 無料法律相談(午後2時～4時、玉泉苑)
23	火	
24	水	料理教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 人権講座(午後7時～8時半、いづみ人権交流センター) 和太鼓交流教室(午後7時～9時、自然休養村管理センター)
25	木	健康教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) 手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) ゆっくり学べるパソコン教室(午後2時半～5時、午後6時半～9時、いづみ人権交流センター)
26	金	大正琴教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) 太極拳教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター) 人権学習(午前11時半～正午、午後3時～3時半、いづみ人権交流センター) 出張徴収【多賀】
27	土	和太鼓教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
28	日	井手町防災訓練(午前9時～、井手小学校・多賀小学校)
29	月	いづみふれあい学級(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)
30	火	手芸教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター)
12/1	水	無火災デー防火パレード 料理教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター)
2	木	山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、玉泉苑) ゆっくり学べるパソコン教室(午後2時半～5時、午後6時半～9時、いづみ人権交流センター)
3	金	子育てサロン(午前10時～正午、玉泉苑) 2歳半歯科健診(午後1時～1時半、保健センター) 天文台公開(午後7時半～9時、山吹ふれあいセンター)
4	土	和太鼓教室【サークル】(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
5	日	
6	月	乳児健診・BCG(午後1時～1時半、保健センター) ※BCGのみの方は午後2時～2時半にお越しください 心配ごと相談・行政相談(午後1時～4時、玉泉苑) 手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
7	火	こころの相談室(午前10時半～午後2時、いづみ人権交流センター)
8	水	育児相談(午前9時半～10時半、保健センター) あそびの広場(午前9時半～11時、保健センター) 料理教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 人権講座(午後7時～8時半、いづみ人権交流センター) 和太鼓交流教室(午後7時～9時、自然休養村管理センター)
9	木	山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、賀泉苑) 手芸教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) ゆっくり学べるパソコン教室(午後2時半～5時、いづみ人権交流センター)
10	金	3歳児健診(午後1時～1時半、保健センター) 人権のつどい(午後1時半～3時半、自然休養村管理センター) 井手玉川大学【第5回講座】(午後1時半～3時半、自然休養村管理センター) いづみふれあい学級(午後1時半～3時半、自然休養村管理センター)



発行：京都府綴喜郡井手町役場
編集：企画財政課
井手町ホームページ

<http://www.town.ide.kyoto.jp/>
E-mail: info@town.ide.kyoto.jp

